

せとうち旅情実行委員会 3市周遊商品造成支援実施要領

せとうち旅情実行委員会
会長 岩本 信一郎
(事務局：福山市観光課 JR西日本岡山支社営業課)

1. 目的

倉敷市・福山市・尾道市を巡る旅行商品造成を支援することで、3市周遊促進を図る。

2. 支援対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務及び地域限定旅行業務のいずれかを営む者。

3. 支援対象事業

支援の対象となる事業は、次に掲げる事業の要件を全て満たす募集型企画旅行商品（個人型フリープランは除く）及び受注型企画旅行商品とする。

(A) 媒体掲載支援事業（募集型企画旅行のみ）

次の(1)～(6)の要件を対象期間に満たすものとする。

要件	(1) 旅行商品は必ずパンフレット又は新聞（折込含む）で周知すること。			
	(2) <u>発着地は中国5県および愛媛県、香川県を対象とする。</u>			
要件	(3) 倉敷市、福山市、尾道市のいずれかに宿泊もしくは日帰りとする商品とすること。			
	(4) 旅行行程に倉敷市、福山市、尾道市の2市以上を組み込み滞在させること。			
	(5) 日帰りの場合は食事を3市のいずれかでとること及び有料観光施設を組み込むこと。			
	(6) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインを踏まえた衛生管理を徹底し、安全にサービスを提供する商品とすること。			
支援額	支援額			
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>交付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>日帰りもしくは宿泊ツアー</td><td>1企画（1商品）当たり 5万円</td></tr></tbody></table>	区分	交付額	日帰りもしくは宿泊ツアー
区分	交付額			
日帰りもしくは宿泊ツアー	1企画（1商品）当たり 5万円			
	<u>※ただし、支援額はパンフレット作成・新聞掲載等の経費を超えないものとする。</u>			

(B) 送客実績支援事業 (募集型企画旅行及び受注型企画旅行)

次の(1)～(5)の要件を満たし、支援対象期間に催行するものを対象とする。

要件	<p>(1) <u>発着地は中国5県および愛媛県、香川県を対象とする。</u></p> <p>(2) 倉敷市、福山市、尾道市のいずれかに宿泊もしくは日帰りとする商品とすること。</p> <p>(3) 旅行行程に、倉敷市、福山市、尾道市の2市以上を組み込み滞在させること。</p> <p>(4) 日帰りの場合は食事を3市のいずれかでとること及び有料観光施設を組み込むこと。</p> <p>(5) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインを踏まえた衛生管理を徹底し、安全にサービスを提供する商品とすること。</p>				
支援額	<p>支援額</p> <p>(1) 同一の企画について1催行(出発日ごと)5万円とする。 また、下記の(2)及び(3)の要件を満たした場合は追加支援する。 (2)及び(3)は併用も可とする。</p> <p>【追加支援】</p> <p>(2) 2市(倉敷市および尾道市)のいずれかに営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両で、2市内の営業所を出庫する場合は、利用人数にかかわらず1催行当たり5万円とする。 ※ただし、利用する貸切バス車両の乗車人員は、当該車両の乗車定員の半数以下とする。 ※定員基準は正座席のみとし、補助席は含まない。また、人員は添乗員等も数に含むものとする。)</p> <p>(3) JRの観光列車ラマル・ド・ボアを利用した場合は、1人当たり500円とする。 ただし、1催行当たり2万円を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1346 1398 1491"><tr><td>2市の貸切バスを利用した場合</td><td>1催行当たり5万円</td></tr><tr><td>JRの観光列車を利用した場合</td><td>1人当たり500円 (1催行当たり2万円を上限とする)</td></tr></table>	2市の貸切バスを利用した場合	1催行当たり5万円	JRの観光列車を利用した場合	1人当たり500円 (1催行当たり2万円を上限とする)
2市の貸切バスを利用した場合	1催行当たり5万円				
JRの観光列車を利用した場合	1人当たり500円 (1催行当たり2万円を上限とする)				

4. 支援対象期間

2020年(令和2年)10月1日(木)から2021年(令和3年)3月31日(水)までに催行する旅行商品

5. 1事業者ごとの総支援額の限度

1事業者当たり200,000円を上限とする((A)・(B)すべて含んだ額)

6. 申請書の提出

旅行商品1企画ごとに申請書（様式第1号）を次に掲げる必要書類を添えて、催行日の14日前までに提出すること。（申請期間：10月1日（木）～2021年3月17日（水）までとする）

※申請受付は先着順とする。但し、申請総額が予算上限に達し次第終了とする。

【添付書類】

- ①旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
- ②支援申請額表（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④行程表（宿泊地や観光施設等要件を満たすことがわかるもの）
- ⑤その他会長が必要と認める書類（※必要な場合のみ）

(A) は次の書類も添付

- ⑥募集のパフレット、新聞（折込含む）の見積書（募集型企画旅行のみ）

(B) は次の書類も添付

- ⑥貸切バス借上げに係る書類（運賃引受書など※ただし、定員、乗車人員、出庫営業所が明記してあること）
- ⑦JRの観光列車（ラマル・ド・ボア）を利用することが確認できる書類

7. 交付決定

申請内容を審査し、予算の範囲内において、交付の可否を決定の上、交付決定通知書を送付する。事業の実施は、交付決定後に決定内容に基づいて、事業の着手をすること。

ただし、決定後であっても偽り又はその他の不正により交付を受けるなど、疑義が生じた場合は、決定を取消し、交付した支援金の返還を求める。

8. 実施報告書の提出

事業完了後30日以内又は2021年（令和3年）3月31日のいずれか早い日までに、実施報告書（様式第4号）を次に掲げる必要書類を添えて提出すること。

【添付書類】

- ①収支決算書（様式第5号）
- ②確定した行程表（宿泊地や観光施設等要件を満たすことがわかるもの）
- ③その他会長が必要と認める書類（※必要な場合のみ）

(A) は次の書類も添付

- ④広告媒体（新聞・パンフレット）

(B) は次の書類も添付

- ④日帰りの場合は、食事場所や有料観光施設を利用したことが分かる書類、
宿泊の場合は宿泊したことが分かる書類
（領収書（写）またはクーポン発行（写）等）
- ⑤貸切りバス借上げに係る証明書（運行証明書など※ただし、定員、乗車人員、出庫営業所が明記してあること）
- ⑥JRの観光列車（ラマル・ド・ボア）を利用したことが確認できる書類（団体乗車券（写））

※申請内容と変更があった場合は、変更にかかる届出書（任意の様式で可）を提出のこと。

※旅行が中止となり催行しなかった場合は、辞退届（任意の様式で可）を提出すること。

なお、変更があった場合に支援要件を満たさない場合は、交付決定を取り消すこととする。

9. 交付について

事業報告書の提出があった後に、その内容について審査し、適当と認められる場合は、交付すべき支援金の額を確定させ、確定通知書を送付する。

支援事業者は、確定通知書を受け、請求書を事務局へ提出した後に、交付を受けるものとする。

10. 申請書及び実施報告書の提出先

申請書及び報告書の提出は下記に郵送すること。

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

せとうち旅情実行委員会事務局（福山市経済環境局文化観光振興部観光課）

TEL：084-928-1043 担当：小林，釜口，佐藤

Mail：matsuri8@fukuyama-matsuri.jp

《注意事項》

① 1企画とは1商品とする。1催行とは出発日ごとの区分とする。

例：せとうち巡りツアー 【出発日】11/10, 12/4, 12/20 ⇒ 1企画3催行

② 「発着地は中国5県および愛媛県，香川県を対象とする。」とは，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，愛媛県，香川県内を発着地とし，同7県内のみで完結とする。

③ 貸切バスの追加支援については，交付決定後に乗車定員の1／2を上回った場合は支援の対象とならないので注意すること。

④ 他の補助制度（国や県，市）の助成策と併用することも可とする。